“農地・水・環境保全”
水土里のネットワーク通信

第79号
2014．5．1発行
島根県農地･水･環境保全協議会

多面的機能支払制度への移行に向けて

麓を耕す会（津和野町）

平成２６年度からこれまでの農地・水保全管理支払に替わり、多面的機能支払が始まりました。

制度の名称は変わりましたが、これまで取り組まれてきた「共同活動」は「農地維持支払」と「資源向上支払（共同）」で、「向上活動」は「資源向上支払（長寿命化）」で活動が続けられます。

今回、現行の協定内容（取組面積や対象施設等）に変更がない活動組織の皆さんは、新たに追加する活動に関する計画書（追加活動申請書）を作成し、市町村へ提出されることで新制度へ移行することになります。

追加活動申請書の作成 → 組織内の合意 → 市町村に提出 → 承認通知の受領

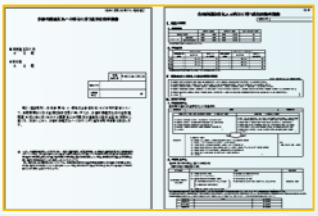

申請書は２枚１組

移行の手続きは
６月末までに

追加活動申請書では、

- 平成 26 年度から平成３０年度までの活動期間の延長
  （但し今年度は経過措置として、現行協定の残期間(平成 28 年まで)とすることも可能）
- 構造変化に対応した保全管理の目標
- 農地維持支払で追加された「地域資源の適切な保全管理のための推進活動」
- 資源向上支払（共同）で追加された「多面的機能の増進を図る活動」

について明記することになります。活動組織内で話し合い、皆さんの合意を得られた上で市町村へ提出していただくようお願いします。

なお、追加活動申請をする際に、現在の活動計画書、規約、協定書等の変更は必要ありません。（※新たに同意書を取る必要もありません。総会等で皆さんの合意を得てください。）

移行の手続きの詳細については、市町村へお問い合わせください。

■構造変化に対応した保全管理の目標

担い手農家への農地集積の加速化や農村地域の過疎化・高齢化の進行等の構造変化に対応し、地域資源を適切に保全管理するための目標を下記の項目から選びます。（複数項目選択可）

□　地域内の中心経営体の育成・確保、農地集積を図り、中心経営体との役割分担や労力補完により保全管理を図る。**【中心経営体型】**

※人・農地プランの「今後の地域の中心となる経営体」に相当する経営体である「中心経営体」との役割分担や労力補完を図る地域等が該当

□　集落営農組織の構築・充実等を図り、集落を基礎とした農業生産体制の整備と合わせた地域ぐるみの保全管理を図る。**【集落ぐるみ型】**

※多数の小規模農家、兼業農家等が参画する形で集落単位の営農と一体的あるいは連携した取組を図る地域等が該当

□　地域外の農業生産法人や認定農業者への農地集積を図り、地域外の経営体との協力・役割分担により保全管理を図る。**【地域外経営体連携型】**

※地域外の大規模経営体の入り作者と地域内の農業者等との連携を図る地域等が該当

□　広域的な農地利用の調整、近隣集落との連携、旧村や水系単位等での連携を図り、集落間の相互の労力補完や広域的な活動により保全管理を図る。**【集落間・広域連携型】**

※活力ある周辺集落との連携、複数集落で個々の集落を広域的に支え合う体制の構築を図る地域等が該当

□　地域住民の参画、地域外の団体や都市住民等との連携を図り、地域外を含め多様な地域資源管理の担い手の確保により保全管理を図る。**【多様な参画・連携型】**

※資源向上支払で多様な主体の参画による保全管理を進める地域や、ＮＰＯ法人、企業等との連携により農業生産の継続を図る地域等が該当

□　その他（　　）

追加された活動について

■地域資源の適切な保全管理のための推進活動

上記の「構造変化に対応した保全管理の目標」に記載した目標に即して、今後地域で取り組んでいく保全管理の内容や取組の方向性、それを推進していくための活動を選択していきます。

今後、活動の実績を通じて地域資源の目指すべき保全管理の姿を描いた「地域資源保全管理構想」を５年後を目途に作成します。

地域資源の適切な保全管理のための推進活動

活動項目	取組	実施時期
	地域ぐるみで取り組む保全管理の内容　（1項目以上選択） ☑ 農地の利用集積の進展に伴う農用地に係る管理作業 ☑ 高齢化の進行に伴う高齢農家の農用地に係る管理作業 ☑ 不在村地主等の遊休農地に係る管理作業 □ 農業者、地域住民等が担う共同利用施設の保全管理 □ その他（　　） 取組方向　（1項目以上選択） ☑ 担い手との連携強化、担い手の人材・機材を有効活用した活動の実施 ☑ 入り作等の近隣の担い手との協力・役割分担に基づく活動の実施 ☑ 地域住民、土地持ち非農家等を含めた体制づくり、活動の実施 □ 地域住民、新規・定年就農者等、新たな保全管理の担い手の確保 ☑ 不在村地主との連絡・調整体制の構築、遊休農地等の有効活用 □ 隣接集落との連携による相互の労力補完、広域的な活動の実施 □ その他（　　）	
推進活動	（1項目以上選択） ☑ 農業者（入り作農家、土地持ち非農家を含む）による検討会の開催 □ 農業者に対する意向調査、農業者による現地調査 ☑ 不在村地主との連絡体制の整備、調整、それに必要な調査 □ 地域住民等（集落外の住民・組織等も含む）との意見交換会・ワークショップ・交流会の開催 □ 地域住民等に対する意向調査、地域住民等との集落内調査 ☑ 有識者等による研修会、有識者を交えた検討会の開催 □ その他（　　）	毎年 3回（6月、10月、1月）

■多面的機能の増進を図る活動

地域の創意工夫に基づいた活動により地域ぐるみの取組の質を高め、活動を促進・発展させることにより、農業・農村が持つ多面的機能の増進を図る取組です。（毎年度実施します。）

□　遊休農地の有効活用
※地域内外からの営農者の確保、地域住民による活用等
□　農地周りの共同活動の強化
※鳥獣害防止のための対策施設の設置、農地周りの藪等の伐採等
□　地域住民による直営施工
※農業者・地域住民が直接参加した施設の補修や環境保全施設の設置等
□　防災・減災力の強化
※水田やため池の雨水貯留機能の活用等
□　農村環境保全活動の幅広い展開（下記２項目のうち１項目）
□農村環境保全活動を１テーマ追加（水質保全、生態系保全、景観形成・生活環境保全等）
□高度な保全活動の実施
□　医療・福祉との連携
※地域の医療・福祉施設等と連携した、高齢者や障害者の農村環境保全活動への参画や農業体験等を通じた交流活動等
□　農村文化の伝承を通じた農村コミュニティの強化
※伝統的な農業技術、農業に由来する伝統行事の継承等
□　都道府県、市町村が特に認める活動

なお、中山間地域等直接支払に取り組まれている組織は、直接支払いで選択されている「多面的機能を増進する活動」以外の活動を選択してください。

また、「多面的機能の増進を図る活動」での支援交付金の使途は、H25 年度までの「農地・水保全管理支払」と同様です。活動の選択、交付金の使途については、市町村担当者にご相談ください。（営農、イベント等には交付金は使えません。）

「追加活動申請書」の様式は、協議会のホームページにアップしておりますのでご活用ください。

平成25年度第2回通常総会開催

平成 26 年 3 月 26 日(水)島根県土地改良会館大会議室において、平成 25 年度第 2 回島根県農地･水・環境保全協議会通常総会が開催されました。

会議の冒頭、山碕会長(飯南町長)より、「全ての活動組織が平成 26 年度から始まる日本型直接支払制度の中の多面的機能支払制度へ移行し、その上で更なる地域の拡大を図っていただくことが重要である。協議会としても新制度への移行のための支援、啓発・普及、拡大、また平成 27 年度予定される法制化に向けての国への要望活動等も含めてよりいっそうの努力をする所存である。」と挨拶があり、それに続き井上奥出雲町長が議長に選任され議事に入りました。

議事では、平成 25年度事業中間報告、平成 25 年度会計収入支出補正予算(案)、平成 26 年度事業計画(案)、平成 26 年度会計収入支出予算(案)の説明があり、満場一致で全議案が承認可決されました。

活動組織の皆さんへ

活動組織の事務局、会計の皆さん、平成２５年度共同、向上活動の実績報告書作成お疲れ様でした。作成された実績報告書に基づき、組織内で監査を行ってください。

★今月の予定★

4月30日(水)	多面的機能支払交付金　市町村担当者会議(東部)
5月1日 (木)	多面的機能支払交付金　市町村担当者会議(西部)
5月7日 (水)	多面的機能支払交付金　市町村担当者会議(隠岐)
5月26日(月)	島根県農地･水・環境保全協議会　平成２６年度第１回通常総会

ちょっと一息
おたよりコーナー

ネットワークで広がる活動
協議会事務局

ネットワーク通信75号で野萱自治区環境保全組合で取り組まれている「畦畔への小段設置」をご紹介しました。紹介した後、「本当に農地･水で出来るの？」等問い合わせがありました。島根県では共同活動、向上活動での取組が可能です。

松江市熊山集落では、この記事を読まれ"自分たちの組織でも"と小段の設置に取り組まれました。

設置に際しては、「自分たちでも設置できるものを」ということで、協議会で紹介した奥出雲町の活動組織の設置事例を参考にされています。

小段設置の様子(熊山集落)

急傾斜地の草刈りが、少しでも楽になればと思います。皆さんケガのないように。

活動事例募集中！

あなたの組織の活動をネットワーク通信で紹介してみませんか。組織の紹介でも構いません。
「原稿を書くのはどうも・・・」と思われれば、お話を伺ってこちらで記事をまとめます。
「ウチの活動を紹介してみよう」と思われる方は、まずはお気軽にお電話ください。
TEL (0852) 32-4141、メール shigenhozen@shimanedoren.or.jp
水土里ネット島根「ネットワーク通信」係まで

～担当者の声～

「桜、桜」と思っているうちアッという間に花は散り、消費税も８％となりました。

私たちの事務所の片隅にカバープランツのつもりで２年前に植えた芝桜も花が咲きはじめました。でも、ちょっと手入れをお休みしたため今年の花はもうひとつです。

やっと慣れた農地・水保全管理支払も今年から多面的機能支払に移行され、継続組織の皆さんには移行手続きをしていただくことになりました。何事も続けることは難しいものと思いますが引き続きよろしくお願いします。(協議会　S)

～農地・水保全管理支払交付金･多面的機能支払交付金に関することは～

◆島根県農地・水・環境保全協議会
〔事務局〕水土里ネット島根　　Tel 0852-32-4141　Fax 0852-24-0848
http://www.nouchimizu-shimane.jp

◆島根県農林水産部農村整備課資源保全スタッフ　　Tel 0852-22-6262
http://www.pref.shimane.lg.jp/industry/norin/nougyo/kojo_taisaku/

◆又は最寄りの各市町村担当課までお問合わせ下さい。

高田環境を守る会(津和野町)